

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第4区分

【発行日】平成20年6月19日(2008.6.19)

【公開番号】特開2002-25222(P2002-25222A)

【公開日】平成14年1月25日(2002.1.25)

【出願番号】特願2001-140876(P2001-140876)

【国際特許分類】

G 11 B 23/40 (2006.01)

G 09 F 3/10 (2006.01)

【F I】

G 11 B 23/40 B

G 09 F 3/10 J

【手続補正書】

【提出日】平成20年4月30日(2008.4.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ラベル技術の製造品であって、

媒体面と、該媒体面の一方の側に塗布された粘着性コンパウンドとを備え、  
該粘着性コンパウンドは、前記ラベル技術の製造品全体を、デジタル媒体の貼付面から該貼付面を傷つけずに直接的に取り外しできるように構成されており、かつ前記ラベル技術の製造品を、前記貼付面から意図せずに分離することのないように前記貼付面に十分に直接接着できるように構成されていることを特徴とする製造品。

【請求項2】

前記媒体面が、印刷可能な様式となっていることを特徴とする請求項1に記載の製造品。

【請求項3】

前記ラベル技術が、デジタル媒体ディスクを機械的な平衡状態を保つような切り抜き形状に製造するものであることを特徴とする請求項2に記載の製造品。

【請求項4】

前記ラベル技術が、情報を示さないステッカとしての用途に対応した切り抜き形状に製造するものであることを特徴とする請求項2に記載の製造品。

【請求項5】

前記ラベルが円形となっていることを特徴とする請求項1に記載の製造品。

【請求項6】

前記ラベルの直径が、約117mmとなっていることを特徴とする請求項5に記載の製造品。

【請求項7】

前記ラベルの直径が、約74mm～約78mmの範囲となっていることを特徴とする請求項5に記載の製造品。

【請求項8】

前記ラベルの中心に、開口孔が設けられていることを特徴とする請求項5に記載の製造品。

【請求項9】

前記開口孔の直径が、約37mm～約50mmの範囲となっていることを特徴とする請求項8に記載の製造品。

**【請求項10】**

前記ラベルの厚さが、約0.004インチ～約0.006インチ(約0.1016mm～約0.1524mm)の範囲にあることを特徴とする請求項1に記載の製造品。

**【請求項11】**

前記貼付面が、デジタル媒体ディスクの表面であることを特徴とする請求項1に記載の製造品。

**【請求項12】**

前記デジタル媒体ディスクが、CD、DVD、およびレーザ・ディスクから成るグループから選択された光ディスクであることを特徴とする請求項11に記載の製造品。

**【請求項13】**

前記粘着性コンパウンドが、前記ラベル技術の製造品を前記デジタル媒体ディスクの読み取りまたは書き込み動作中に前記デジタル媒体ディスクに結合したままにしておくことができるよう十分な粘着性を備えていることを特徴とする請求項11に記載の製造品。

**【請求項14】**

前記粘着性コンパウンドが、前記デジタル媒体ディスクの反射面を傷つけず、かつ前記ラベル技術の製造品を不注意に裂くことなく、前記ラベル技術製造品を前記デジタル媒体ディスクから取り外しできるような粘着性のレベルにあることを特徴とする請求項13に記載の製造品。

**【請求項15】**

デジタル媒体ディスクの表面に直接結合される取り外し可能なラベルを備え、該取り外し可能なラベルを、前記表面を傷つけずに前記表面から取り外し可能に構成するとともに、前記表面から意図せずに分離することのないように十分に接着されるように構成していることを特徴とするデジタル媒体ディスク。

**【請求項16】**

前記取り外し可能なラベルを前記表面から取り外し可能にし、かつ前記取り外し可能なラベルを前記表面から取り除いた後に前記表面に再使用可能とするような粘着性コンパウンドが、前記取り外し可能なラベルに用いられていることを特徴とする請求項15に記載のデジタル媒体ディスク。